第８期荒川区障がい福祉計画及び第４期荒川区障がい児福祉計画（令和９（２０２７）年度～令和１１（２０２９）年度）（素案）　【概要版】

第1章　策定の概要(P.1～6)

●策定趣旨

国や東京都の動向も踏まえながら、令和６（２０２４）年３月に策定した「荒川区障がい者総合プラン」（令和６（２０２４）年度～令和１１（２０２９）年度）の施策や成果目標等の達成状況について評価・検証するとともに区における課題や今後の方向性を明確にすることで、障がいの有無に関わらず、安心して生活ができる地域づくりに向け福祉施策の推進を図ってまいります。

●位置づけ・期間

法令に基づき、３年ごとに改定する「荒川区障がい福祉計画」及び「荒川区障がい児福祉計画」を策定し、「荒川区障がい者総合プラン」の後期３年（令和９（２０２７）年度～令和１１（２０２９）年度）を計画的に推進します。

●対象

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病、高次脳機能障がい、その他心身の機能の障がいにより、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある方（１８歳未満の子どもを含む）、障害児入所・通所支援等を利用している子ども、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である方（１８歳以上の方を含む）を対象とします。

第2章　障がい者･障がい児等を取り巻く状況(P.7～24)

●手帳所持者数

令和３（２０２１）年度から令和７（２０２５）年度の４年間で、身体障害者手帳所持者は２２６人（３．３%）減と減少傾向にありますが、愛の手帳所持者は１０３人（６．６%）増、精神障害者保健福祉手帳所持者は７６６人（２８．９%）増と増加傾向にあります。

特に精神障害者保健福祉手帳所持者の増加要因としては、発達障害（ASD や ADHD）の認知が拡大したこと、現代のストレス社会の中で、うつ病などの統合失調症以外の患者数が増加してきたこと、障害者雇用の枠組み拡大などにおける就労支援を受けるために手帳を取得した人が増加したこと、手帳所持に対する周囲の理解が進んできたことなどが考えられます。

●難病患者

指定難病数は、平成２７（２０１５）年施行時には１０１疾病でしたが、現在は３４８疾病となっており令和７（２０２５）年度の難病患者数は、令和３年度比で約１.１倍となっています。

●障害児通所支援利用者

令和７（２０２５）年度の手帳不所持の障害児通所支援利用者は、令和３（２０２１）年度比で約１.４倍と増加傾向にあります。

●上記の現状と傾向を受けて、第５章にて成果目標や活動目標について設定し、今後の区の障害福祉サービスの推進に努めます。

第3章　福祉計画の基本的な考え方(P.25～30)

●区の基本方針

令和６（２０２４）年３月に策定した「荒川区障がい者総合プラン」に本計画が含まれることから、基本理念、基本目標、基本方針は総合プランを引き継ぐとともに、国が新たに示した基本的な指針を取り入れながら、各施策の下で事業を実施します。

第4章　基本方針に基づく主な施策について(P.31～40)

●区の基本方針それぞれについて、抜粋した区事業を取り上げます。

区の基本方針	該当施策	重点事項	関連事業
基本方針１ 障がい者の相談・支援体制の充実	・1-⑴総合的な相談支援体制の充実 ・1-⑵計画相談支援・障害児相談支援 ・1-⑶福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進	・荒川区立精神障害者地域生活支援センターの建替えについて	・精神障がい者地域生活支援センター運営事業
基本方針２ バリアフリーの推進	・2-⑴意思疎通支援の充実	・意思疎通支援の充実について	・コミュニケーション支援事業 ・手話講習会事業
基本方針３ 障がい者の住まい・日常生活に対する支援	・3-⑴グループホーム等の居住支援の推進 ・3-⑵グループホームの運営支援	・グループホーム等の居住支援の推進及び運営支援	・障がい者グループホーム等施設整備事業 ・親なき後支援事業 ・グループホーム消防設備整備補助事業 ・障がい者グループホーム費支給事業 ・重度障がい者グループホーム運営支援事業
基本方針４ 障がいのある子どもの健全育成	・4-⑴障がい児支援の充実 ・4-⑵障がい児の保育・教育	・荒川たんぽぽセンターの運営について ・特別な支援を要する児童等への対応	・保育所等訪問支援事業 ・特別な支援を要する園児・児童等の保育・教育
基本方針５ 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生	・5-⑴生活介護・自立訓練・生活訓練等 ・5-⑷就労支援の強化	・18歳以上の地域の居場所づくり ・就労支援の強化	・障害者就労支援センター運営事業（じょぶ・あらかわ） ・障がい者雇用支援事業 ・日中一時支援事業

第5章　荒川区障がい福祉計画及び障がい児福祉計画における成果目標･活動指標(P.41～70)

●成果目標及び活動指標

令和１１（２０２９）年度までに達成すべき国が定めた基本指針に基づき以下の８つの成果目標を設定し、その目標の達成に向けて活動指標を定めます。また、各サービスの見込み量を算定します。

成果目標（１）から（８）について、前期取組状況とこれからの方向性と方策について示します。

（１）施設入所者の地域生活への移行（基本方針１・３）：住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、それぞれのニーズに対応したグループホームの整備や、関係機関の情報連携支援を進めます。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（基本方針１・２）：精神障がい者が安心して暮らせる地域となるよう関係機関との連携や人材育成を通じ支援体制づくりを行っていきます。

（３）地域生活支援の充実（基本方針１・３）：すべての障がい者が必要な時に適切な支援を確実に受けられるよう関係機関との課題の共有やグループホーム等の整備に努めます

（４）福祉施設から一般就労への移行等（基本方針５）： 障がい者の個々の適性に応じた就労の場の確保と就労継続を支援するため、関係機関との連携強化など支援体制の強化を図ります。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等（基本方針４）：児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制や障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築などを図ります。

（６）相談支援体制の充実・強化等（基本方針５）：相談支援サービスの向上のため、関係機関の連絡体制の強化や事業者の人材確保と育成等の支援強化などを図ります。

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築　及び　（８）障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上【新規】（基本方針５）：区職員の専門性向上や事業者との意見交換や情報共有の充実などにより、障害福祉サービス等の質の向上に取り組みます、また、区内の相談支援専門員の質を担保するため、基幹相談支援センターと連携して、相談支援専門員の業務効率化や生産性の向上を図ります。